

～令和5年度～

大田区

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

・受診されたい実施機関が決まりましたら、必ず予約をしてください。

※ 受診の際は、特定健康診査受診券と併せて送付しています「特定健康診査のご案内」を確認のうえ受診してください。